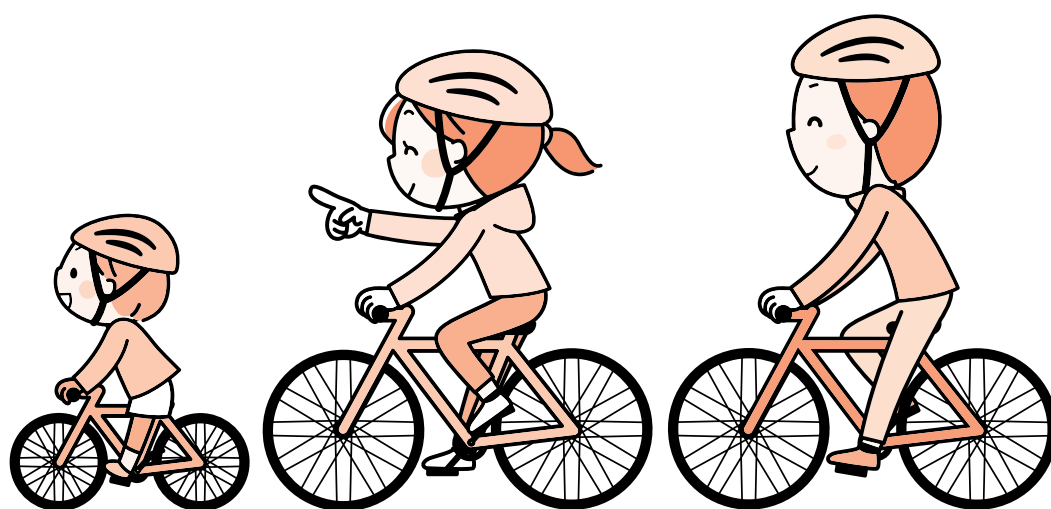


令和7年度 市原市自転車駐車場受付 のお知らせ

令和7年度分の自転車駐車場定期使用についての申込み受付を、令和7年2月27日（木）から開始します。
本お知らせをご確認の上、お申込みください。



目次

- 1 市原市自転車駐車場の定期使用について…………… 1～3 ページ
- 2 自転車駐車場案内図・年間定期料金表及び一時料金表…………… 4～6 ページ
- 3 自転車等の放置はやめよう…………… 7 ページ
- 4 重要なお知らせ…………… 8 ページ
- 5 使用許可申請書（切り取り）…………… 9 ページ

【問い合わせ先】

指定管理者

公益財団法人 市原市地域振興財団 〒290-0081 市原市五井中央西2-11-6

TEL 0436-20-2222 または 各自転車駐車場詰所

(3ページに記載)

市原市自転車駐車場の定期使用について

※一時使用（1日単位）でご利用される方は、手続き不要です。

市内に自転車駐車場は15箇所あります。そのうち10箇所では、原動機付自転車・小型自動二輪車（～125cc）（以下「原付」・「小型自動二輪」）も駐車できます。（道路交通法令に規定するミニカーの利用はできません。）なお、定期使用の受付は、募集台数に達し次第締め切ります。

1. 利用できる方の範囲

- ①最寄駅から概ね500m以上離れたところに居住地、学校、勤務先等がある方。
- ②同一自転車駐車場での利用は、1人1台に限ります。

2. 定期使用の手続き方法

次の書類等を持参して下記受付場所で申請用紙に必要事項を記入し、提出してください。

- (1)①駐車場を利用する方の住所・氏名・生年月日を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等、写し可。）

※今年度ご利用されている方が手続きを行う場合には、現在お使いの定期券を持参してください。

※マイナンバーの「通知カード」は確認書類として利用することはできません。

- ②原付・小型自動二輪（～125cc）を登録する方 標識交付証明書及び自動車損害賠償責任保険又は共済証明書。

- ③自転車に登録する方 自転車のメーカー、色、防犯登録番号
車体番号（車軸の底付近等のフレームに刻印されたもの）を確認できるもの。（8ページをご参照ください。）

- ④八幡宿駅東口第2自転車駐車場（自転車）、姉崎藤根自転車駐車場（1階自転車）の事前抽選の当選者は、市原市自転車駐車場抽選申込書（控え）。

※当選者の方も9ページの市原市自転車駐車場使用許可申請書へ記入が必要です。

- (2) 使用料

4ページ以降の各自自転車駐車場の料金表を確認して持参してください。

※代理の方が手続きをする場合は、代理の方の身分証明書を上記(1)(2)と併せて持参してください。

- (3) 使用料の減額及び免除

・減額について

学校教育法に基づく学校、専修学校及び各種学校に通学する学生の定期料金は半額です。在学を証明する書類（学生証等）、令和7年4月に入学する方は、入学を証明する書類（合格通知書・入学許可書等）を健康保険証等と併せてご持参ください。

・中学生以下無料化について

中学生以下の子どもの使用料は無料になりますので、生年月日を証明する書類（健康保険証等）をご持参ください。

・免除について

次の方は使用料が免除されますので、証明のできる書類を持参の上、許可申請及び免除申請の手続きを願います。

- ①生活保護法に規定する保護を受けている方及びその方と同じ世帯に属する方。（生活保護受給証明書）
- ②身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ③ひとり親世帯については、児童扶養手当法の規定により児童扶養手当の支給を受けている方及び同法に規定する児童。（児童扶養手当証書）
- ④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている方。
- ⑤児童福祉法又は知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けている方。
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

3. 使用許可の事前受付日及び事前受付場所 (下記日時以外でお手続きをされる方は、3ページの4をご覧ください。)

令和7年3月23日(日)までは、各自転車駐車場詰所での手続きはできません。

自転車駐車場名	現地受付場所	現地受付日時	掲載ページ
ちはら台駅自転車駐車場	ちはら台コミュニティセンター	2月27日(木)～2月28日(金) 午後2時～午後8時	6
姉崎駅自転車駐車場	姉崎保健福祉センター (アネッサ)	3月4日(火)～3月5日(水) 及び、3月7日(金) 午後2時～午後8時 ※6日(木)はアネッサが使用不可のため 休業となります。	6
姉崎藤根自転車駐車場 (1階自転車は事前抽選の 当選者のみ受付) 姉崎駅西口自転車駐車場	姉崎保健福祉センター (アネッサ)	3月5日(水)及び7日(金) 午後2時～午後8時	6
五井駅東口自転車駐車場 (※1) 五井京増自転車駐車場	サンプラザ市原 11階	3月11日(火)～12日(水) 午後2時～午後8時	5
五井駅西口第1自転車駐車場 五井梨の木自転車駐車場	サンプラザ市原 11階	3月13日(木)～14日(金) 午後2時～午後8時	5
五井駅西口第2自転車駐車場 五井駅自転車駐車場	サンプラザ市原 9階	3月13日(木)～14日(金) 午後2時～午後8時	5
八幡南町自転車駐車場 八幡仲町自転車駐車場	八幡公民館 講堂	3月17日(月)～18日(火) 午後2時～午後8時	4
八幡宿駅東口第2自転車駐車場 (自転車は事前抽選の当選者のみ受付)	八幡公民館 講堂	3月17日(月)～19日(水) 及び3月21日(金) 午後2時～午後8時 ※20日(木)は祝日のため休業となります。	4
八幡宿駅東口第1自転車駐車場 八幡宿駅東口第3自転車駐車場	八幡公民館 講堂	3月19日(水)及び21日(金) 午後2時～午後8時	4
各会場の受付で受付台数に 満たなかった自転車駐車場 (※2)	サンプラザ市原 11階	3月23日(日) 午前10時～午後4時	—

◎許可車種及び定期料金額は、4ページから6ページを確認してください。

◎自転車駐車場の受付のために、サンプラザ市原の駐車場をご利用の場合、自動車の駐車料金は無料となりませんので、お車でお越しの方はご注意ください。

◎先着順で受付し、定数に達し次第終了となります。

※1 五井駅東口自転車駐車場1階の自転車定期使用についてお知らせがあります。
(8ページ参照)

※2 八幡宿駅東口第2自転車駐車場(自転車)、姉崎藤根自転車駐車場(1階自転車)の事前抽選の当選者も手続きできます。

4. 令和7年3月24日(月)以降の手続き等窓口

2ページの各会場の受付において、募集台数に満たなかった場合に行います。
募集台数に達している場合には、受付できませんのであらかじめご了承ください。
※受付時間：月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日の期間を除く）、**毎月第1・3日曜日** 午前8:30から午後5:00まで。

地区	受付窓口	電話番号
姉ヶ崎駅東口・西口	姉崎駅自転車駐車場	0436(61)7240
五井駅東口	五井駅東口自転車駐車場	0436(24)8480
五井駅西口	五井駅西口第1自転車駐車場	0436(22)1788
八幡宿駅東口・西口	八幡南町自転車駐車場	0436(42)6064
ちはら台駅	ちはら台駅自転車駐車場	0436(75)8501

5. 使用許可の承認期間

令和7年4月1日以前の使用許可は4月1日から令和8年3月31日まで
令和7年4月2日以降の使用許可は許可日から令和8年3月31日まで

6. 定期券・使用許可票（シール）の交付

申請時に、即時交付します。

7. 利用時間

五井駅西口第1自転車駐車場の利用時間は午前5時10分から、翌午前0時40分までで、利用時間外は駐車場を閉鎖します。前記以外の自転車駐車場は24時間利用できます。

8. 注意事項

- ・自転車等は順序よく整列し、必ず施錠してください。
- ・駐車は前向きに行ってください。
- ・ツーロック（二重）施錠を心掛け、盗難被害に遭わないよう注意してください。
- ・自転車駐車場内は事故防止のため必ず降車してください。
- ・自転車駐車場で発生した盗難・損傷等について、市及び指定管理者は責任を負いません。
- ・定期券を紛失・損傷した場合には、再発行の際、カードの実費相当の費用がかかります。
- ・自転車等を放置しないでください。
- ・自転車等は整理のため、係員が移動する場合があります。
- ・係員の指示に従ってください。
- ・工事等により施設の一部または全部が使用できない場合があります。

9. 自転車保険（自転車損害賠償保険等）に入りましょう

千葉県では「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から、自転車利用中の事故で他人にけがをさせた場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。
あなたと被害者を守るため、自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう。

10. 電動キックボードの取扱いについて

電動キックボード（ナンバープレート付）の定期使用は原付と同様の取扱いとして、使用できます。

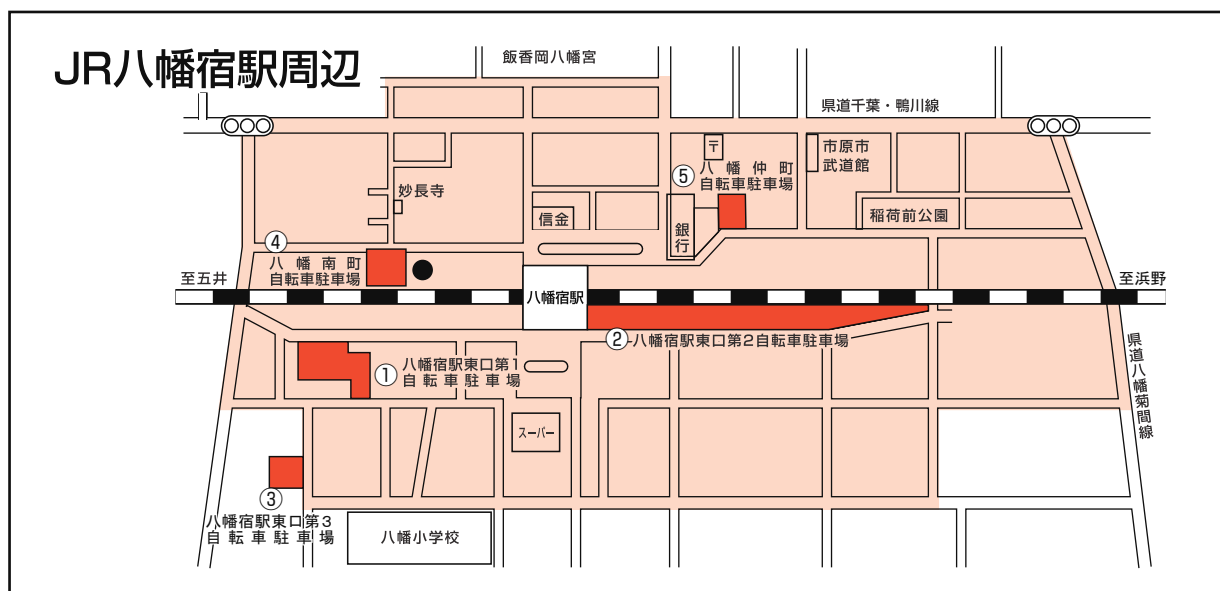
電動キックボード（ナンバープレート付）の一時使用は、五井駅東口自転車駐車場または姉崎藤根自転車駐車場のチェーンロック式のみで使用できます。

※ナンバープレートのついていない電動キックボードは、市原市自転車駐車場をご利用できません。

●八幡宿駅周辺の自転車駐車場案内図・年間定期料金表及び一時料金表

No.	駐車場名	車種	定期料金 ()内は募集台数		一時使用料金
			地上階	2階	
①	八幡宿駅東口第1自転車駐車場	自転車	9,600円 (1,200台)	—	—
		原付 小型自動二輪 (～125cc)	14,400円 (230台)	—	—
②	八幡宿駅東口第2自転車駐車場 (自転車の定期使用は、 事前抽選の当選者のみ 令和7年3月31日まで受付)	自転車	9,600円 (167台)	—	50円
		原付 小型自動二輪 (～125cc)	14,400円 (53台)	—	100円
③	八幡宿駅東口第3自転車駐車場	自転車のみ	2,400円 (400台)	—	—
④	八幡南町自転車駐車場	自転車	9,600円 (350台)	4,800円 (500台)	50円
		原付 小型自動二輪 (～125cc)	14,400円 (50台)	—	100円
⑤	八幡仲町自転車駐車場	自転車	9,600円 (600台)	—	—
		原付 小型自動二輪 (～125cc)	14,400円 (50台)	—	—

- 年間 (4月から翌3月まで) の定期料金です。学生は上記定期料金の半額です。
定期料金の地上階とは平面駐車場及び建物の1階部分です。
一時使用は入場から24時間までの金額です。



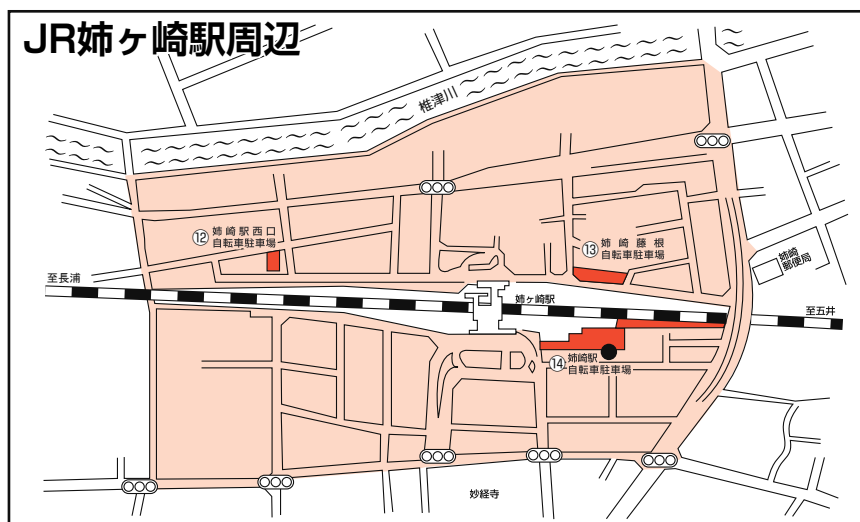
■ 放置禁止区域 ■ 市営自転車駐車場 (定期使用)

②④ 一時使用施設 (定期使用施設と併設) ● 移送した放置自転車等の返還手続き場所

● 姉ヶ崎駅周辺の自転車駐車場案内図・年間定期料金表及び一時料金表

No.	駐車場名	車種	定期料金 ()内は募集台数		一時使用料金
			地上階	2階・3階	
⑫	姉ヶ崎駅西口自転車駐車場	自転車のみ	2,400円 (77台)	—	—
⑬	姉ヶ崎藤根自転車駐車場 (1階自転車の定期使用は、 事前抽選の当選者のみ 令和7年3月31日まで受付)	自転車	9,600円 (50台)	4,800円 (330台)	50円
		原付 小型自動二輪 (~125cc)	14,400円 (原付 20台 小型自動二輪 8台)	—	100円
⑭	姉ヶ崎駅自転車駐車場	自転車	9,600円 (650台)	4,800円 (900台)	50円
		原付 小型自動二輪 (~125cc)	14,400円 (300台)	—	100円

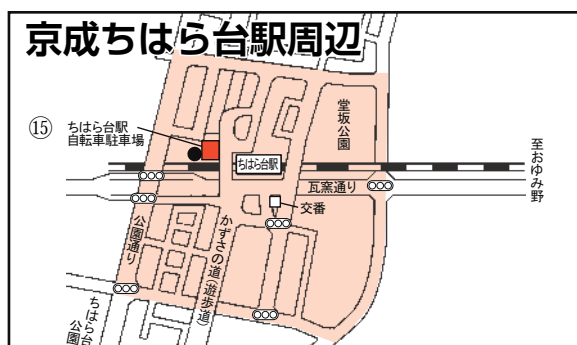
- 年間 (4月から翌3月まで) の定期料金です。学生は上記定期料金の半額です。
定期料金の地上階とは平面駐車場及び建物の1階部分です。
一時使用は入場から24時間までの金額です。
- ⑫および⑬の1階は個別ロックの自転車駐車場です。



- 放置禁止区域
- 市営自転車駐車場 (定期使用)
- ⑬⑭一時使用施設 (定期使用施設と併設)
- 移送した放置自転車等の返還手続き場所

● ちはら台駅周辺の自転車駐車場案内図・年間定期料金表及び一時料金表

No.	駐車場名	車種	定期料金 ()内は募集台数		一時使用料金
			地上階		
⑮	ちはら台駅自転車駐車場	自転車	9,600円 (550台)		50円
		原付 小型自動二輪 (~125cc)	14,400円 (65台)		100円



- 年間 (4月から翌3月まで) の定期料金です。学生は上記定期料金の半額です。
定期料金の地上階とは平面駐車場の部分です。
一時使用は入場から24時間までの金額です。

- 放置禁止区域
- 市営自転車駐車場 (定期使用)
- ⑮一時使用施設 (定期使用施設と併設)
- 移送した放置自転車等の返還手続き場所

自転車等の放置はやめよう

自転車等の放置をなくして、みんなで住みよい街づくり。

平成2年4月1日から施行された「市原市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例」に基づきJR3駅および京成ちはら台駅周辺の道路・歩道・広場等を自転車等の放置禁止区域に指定しています。

この放置禁止区域内（4ページから6ページの図を参照）に自転車・原動機付自転車（以下、自転車等）を放置すると放置車両として保管場所へ移送します。

また、公共物等（電柱、標識、ガードレール等）に放置自転車等を係留しているチェーン錠等は切断して移送し、弁償はいたしません。

定期使用以外にも一時的な通院や買い物の際に利用できる自転車駐車場がありますので、各地区の案内図を参考にして、自転車等の放置は絶対にやめましょう。

◎「放置」自転車等とは？

自転車等の利用者が、道路や歩道、駅前広場等の公共の場所に置かれている自転車等から離れ、直ちに移動することができない状態をいいます。

※駅前広場等に朝から夕方まで置いてある自転車等だけでなく、買い物等のために置かれた自転車等も放置自転車等となります。

◎放置自転車等が引き起こす4つの迷惑

「急いでいるから」「ちょっとだから」「みんながとめているから」と安易な気持ちで自転車等をとめることは、とても危険なことです。

1. 歩行者の通行障害
特に高齢者や身体の不自由な方にとっては大きな障害となります。
2. 自動車の通行障害
車両の通行等を阻害し、渋滞及び交通事故の発生の要因となります。
3. 街の美観の低下
街の玄関である駅前の美観を著しく阻害します。
4. 災害、緊急活動の阻害
救急活動の妨げや地震・火災等の災害が発生した時、避難及び救助活動の妨げになります。

◎放置自転車等の返還方法

1. 自転車等の返還手続き場所（4ページから6ページの各案内図を参照）
2. 移送保管手数料
撤去された自転車等を引き取る際、

自転車	2,100円	}の手数料が必要となります。
原付・小型自動二輪	4,200円	
3. 引取り時間
午前8時30分から午後5時まで（移送日当日のみ午後3時から午後8時まで）
4. 引取りに必要な書類等
自転車等の鍵と所有者の住所・氏名を確認できる書類、上記の移送保管手数料
5. お問い合わせ先
月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日の期間を除く）、毎月第1・3日曜日 午前8時30分から午後5時まで

姉崎地区	姉崎駅自転車駐車場	TEL0436-61-7240
五井地区	五井駅東口自転車駐車場	TEL0436-24-8480
八幡地区	八幡南町自転車駐車場	TEL0436-42-6064
ちはら台地区	ちはら台駅自転車駐車場	TEL0436-75-8501

◎自転車の防犯登録

防犯登録は、自転車の所有者を明確にすることにより、盗難対策、駐車対策に寄与するもので、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項の規定により登録が義務づけられています。

◎市営自転車駐車場の利用

歩行者や緊急車両等のためにも、各自転車駐車場を積極的に利用し、自転車等の放置はやめましょう。

重要なお知らせ

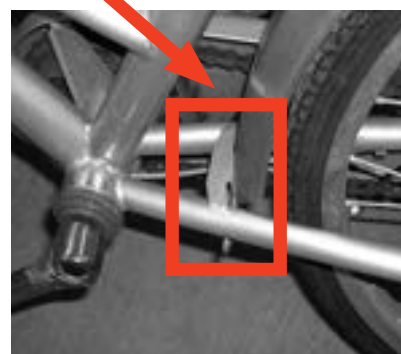
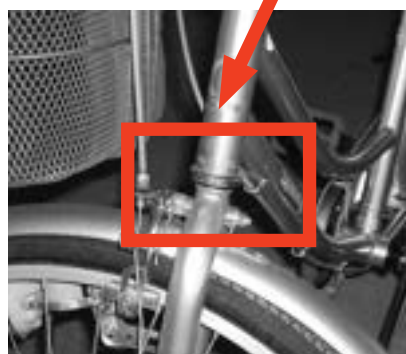
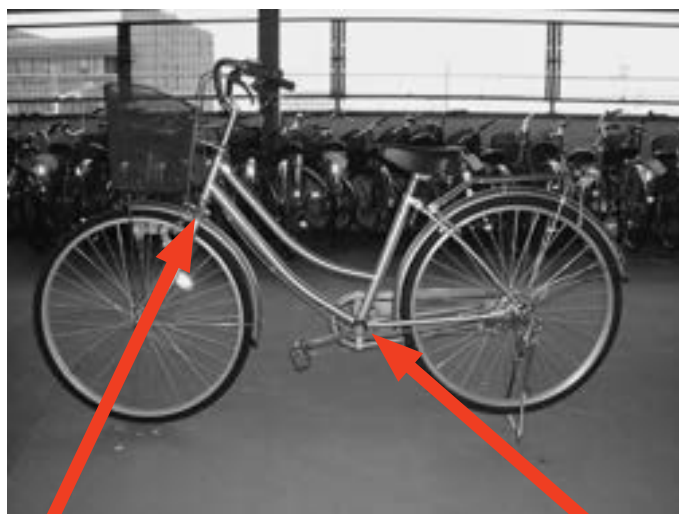
五井駅東口自転車駐車場につきまして、改装工事が終了次第（令和7年7月頃の予定）、五井駅東口自転車駐車場1階の自転車定期使用を再開する予定です。

定期使用の受付日時や場所につきましては、公益財団法人市原市地域振興財団ウェブサイト（<http://ichiharazaidan.or.jp/bwp/>）及び市営の自転車駐車場（五井駅周辺に限る）にてお知らせいたします。

公益財団法人市原市地域振興財団
ウェブサイトはこちらから→



自転車の車体番号刻印場所



一般的に、どちらかに刻印してあります。

カードNo.	
許可番号	

市原市市営駐車場使用許可申請書

年 月 日

(あて先)市原市市営駐車場指定管理者

使用する方

住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____
 電話(自宅) _____
 電話(携帯) _____
 生年月日 _____ 年 月 日

市営駐車場の使用許可を受けたいので、市原市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置防止に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

※太枠内の記入をお願いします。

市営駐車場名	自転車駐車場		使用料	円			
		高層階がある場合のみ 階					
使用目的	<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通学 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>中学生以下</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>高校生</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>大学・短大・専門</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 中学生以下	<input type="checkbox"/> 高校生	<input type="checkbox"/> 大学・短大・専門
<input type="checkbox"/> 中学生以下							
<input type="checkbox"/> 高校生							
<input type="checkbox"/> 大学・短大・専門							
<input type="checkbox"/> 自転車	車体番号		メーカー				
	防犯登録番号		色				
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (~50cc)	車体番号		メーカー				
	標識番号 (ナンバー)		色				
<input type="checkbox"/> 小型自動二輪車 (~125cc)	自動車損害賠償責任保険(共済)期間	年 月 日まで	排気量	cc			
確 認	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()						

- 注1 申請の際に身分証明書(学生料金で利用する場合は学生証等)を提示してください。
- 2 原動機付自転車(~50cc)及び小型自動二輪車(~125cc)を登録する方は、「標識交付証明書」及び「自動車損害責任保険(又は共済)証明書」を提示してください。
- 3 市原市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置防止に関する条例施行規則第7条の規定により使用料の免除を希望する方は、証明のできる書類を提示の上、使用料免除申請書を併せて提出してください。
- 4 自転車駐車場内で発生した盗難・損傷等の責任は負いません。
 ※盗難防止のため、ツーロック(二重施錠)をお勧めします。
- 5 自転車駐車場内は事故防止のため必ず降車してください。